

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団における
公的研究費等に関する内部監査実施要領

制定 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、「社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団における公的研究費等の運営・管理に関する規則」(以下「規則」という。)第15条に基づき、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団(以下「事業団」という。)における公的研究費等に関する業務及び会計について、事業団が自ら行う内部監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査は、事業団の公的研究費等に関する業務及び会計の状況について、合法性及び合理性の観点から診断及び検証することにより、その不正、誤謬及び脱漏を防止し、もって事業団における公的研究費等の適正な遂行を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 本要領の対象となる公的研究費等は、規則の適用を受ける公的研究費等とする。

(監査区分)

第4条 内部監査を以下のとおり区分する。

(1) 科学研究費助成事業の監査(以下「科研費監査」という。)

(2) 科学研究費助成事業を除く研究費の監査(以下「一般監査」という。)

(3) 不正が発生するリスクに対するリスクアプローチ監査(以下「リスクアプローチ監査」という。)

(4) 研究費管理体制の検証(以下「機関監査」という。)

(監査対象等)

第5条 第4条に定める各内部監査の対象は以下のとおりとする。

(1) 科研費監査

事業団において、科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題を対象として行う。

(2) 一般監査

科学研究費助成事業を除く公的研究費等を対象とする。

(3) リスクアプローチ監査

必要に応じて実施する。

(4) 機関監査

公的研究費等の管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第6条 前条の(1)と(2)に定める監査は年1回以上、(3)及び(4)に定める監査は必要に応じて実施することとし、内部監査担当者が行う。

監査方法は以下のとおりとする。

(1) 科研費監査

各種申請書、証憑等の書類確認、物品の納品確認等の事実確認により監査する。監査の結果、監査担当部署が必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 一般監査

科研費監査に準じて行う。

(3) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を、必要に応じて実施する。

ア 研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちを含めたヒアリング(目的、内容、交通手段、宿泊場所など)

イ 非常勤雇用者を対象とした勤務実態(勤務内容、勤務時間等)に関するヒアリング

ウ 納品後の物品等(換金性の高い物品等)の現物確認

エ 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

(4) 機関監査

各種書類確認に加え、必要に応じて競争的資金等の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(結果報告)

第7条 監査結果は、内部監査担当者が、統括管理責任者を經由して、文書により最高管理責任者に報告するものとする。

(結果に対する措置等)

第8条 最高管理責任者は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、総括管理責任者及び研究代表者等に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該競争的資金等の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。

3 最高管理責任者は、研究代表者が所外の者である場合には、内部監査の結果等について情報提供するものとする。

附則

この要領は、令和3年3月25日より施行する。